

令和 2 年度事業計画書

自：令和 2（2020）年 4 月 1 日

至：令和 3（2021）年 3 月 31 日

I 公益目的事業（公 1）

公益社団法人日本演奏連盟は、クラシック音楽の演奏家の育成と権利擁護促進活動及びクラシック音楽の普及促進と調査研究のための活動として、令和 2 年度において次に掲げる事業を公益目的事業としてまとめ、実施する。

1 演奏家の育成事業(育成)

(1) 新進演奏家育成プロジェクト

(文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」)

文化庁育成事業は、新進芸術家が技術を磨いていくために必要な舞台公演などの実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資することを目的と定めている。当連盟ではこの目的に則り、全国の主要都市で新進演奏家を公募し、厳正なオーディションにより有望な演奏家を発掘、紹介する。全国規模で公募することにより、東京のみならず地域に根ざした音楽活動を行う演奏家を育成すると共に、地域の音楽ファンを増やし、もって我が国の芸術文化の発展に寄与することを目指す。

① 「リサイタル・シリーズ」の開催・・・20 公演

当シリーズは全国 6ヶ所で出演者を公募し、優秀な若手演奏家に対してソロ・リサイタルの場を提供するというもの。東京と大阪ではこれまでソロ・リサイタルに加えて弦楽四重奏のジャンルでも募集を行ってきたが、昨年度からさらに出演の機会を拡げるべく、これらの形態に加えて全地域においてピアノ三重奏、弦楽四重奏、木管五重奏のジャンルを増設し出演者を公募しており、令和 2 年度においても同様の内容で募集する。

当シリーズは、旧名称の「演連コンサート」の時代を含めると、これまででおよそ 500 名にのぼる若手演奏家のデビューをサポートしており、若手演奏家のクラシック界への登竜門として広く認知されているところである。当連盟では若手演奏家が本シリーズに出演することで、プロとしての第一歩を着実に踏み出すことができるよう、十全なサポート体制で取り組む。

- ・リサイタル・シリーズ SAPPORO (2 公演)

会場：札幌サンプラザコンサートホール (506 席)

時期：令和 2 (2020) 年 12 月～令和 3 (2021) 年 1 月

- ・リサイタル・シリーズ TOKYO (10 公演)

会場：東京文化会館小ホール (649 席)

時期：令和 2 (2020) 年 7 月～令和 3 (2021) 年 1 月

- ・リサイタル・シリーズ NAGOYA (2 公演)
会場：名古屋ザ・コンサートホール(電気文化会館) (395 席)
時期：令和 2 (2020) 年 12 月～令和 3 (2021) 年 1 月
- ・リサイタル・シリーズ KYOTO (1 公演)
会場：京都コンサートホール・アンサンブルホールムラタ (510 席)
時期：令和 3 (2021) 年 2 月
- ・リサイタル・シリーズ OSAKA (4 公演)
会場：住友生命いずみホール (821 席) 協賛／住友生命いずみホール
時期：令和 2 (2020) 年 7 月～12 月
- ・リサイタル・シリーズ OITA (1 公演)
会場：iichiko 総合文化センター音の泉ホール (710 席)
時期：令和 3 (2021) 年 2 月

② 「オーケストラ・シリーズ」の開催・・・6 公演

全国 6 ヶ所においてプロのオーケストラと共演する機会を提供する「オーケストラ・シリーズ」は、旧名称の「日演連推薦新人演奏会」の時代を含めて、これまでで 1,000 名以上の若手演奏家を輩出してきた事業である。オーケストラと共演が可能な全ての楽器を対象として公募し、厳正な実技オーディションを経て出演者を選抜している。新進演奏家にとってプロのオーケストラとの共演は願ってもなかなか得られない貴重な体験であり、選曲においても古典から近現代まで幅広い楽曲の希望があり、各オーケストラにとって非常にハードな公演となることが多い。一方、地域においては若手演奏家とプロ・オーケストラの共演の機会は、当シリーズ以外は現在ほとんどチャンスがなく、共催者である各地のオーケストラ及び地元の期待は一樣に高い。各オーケストラの協力のもと、この演奏会が若手演奏家にとっての重要なキャリアとなるよう、更なる発展に努める。

オーディション：令和 2 (2020) 年 10 月～12 月

演奏会：令和 3 (2021) 年 1 月～2 月

- ・オーケストラ・シリーズ札幌
共演：札幌交響楽団
会場：札幌市教育文化会館大ホール (1,100 席)
- ・オーケストラ・シリーズ仙台
共演：仙台フィルハーモニー管弦楽団
会場：仙台銀行ホールイズミティ 21 大ホール (1,450 席)
- ・オーケストラ・シリーズ名古屋
共演：名古屋フィルハーモニー交響楽団
会場：三井住友海上しらかわホール (693 席)
- ・オーケストラ・シリーズ大阪
共演：日本センチュリー交響楽団
会場：ザ・シンフォニーホール (1,845 席)

- ・オーケストラ・シリーズ広島
共演：広島交響楽団
会場：JMS アステールプラザ大ホール（1,204席）
- ・オーケストラ・シリーズ福岡
共演：九州交響楽団
会場：FFG ホール（692席）

③ 「日本歌曲のための公開マスタークラス」・・・3回

講師：瀬山詠子

当連盟では、公開マスタークラスとしてこれまで国内外で活躍する第一線の演奏家を講師に招き、我が国の音楽芸術の未来の担い手に直接、指導、助言を与えてもらう公開マスタークラスを開催してきた。そのジャンルは当連盟ならではのもので、ピアノ、声楽、ヴァイオリン、チェロ、ホルン、フルート、歌曲伴奏法、トランペットなど多岐にわたっている。

令和2年度は、声楽部門から日本歌曲の公開マスタークラスを実施する。日本歌曲のジャンルは、10年前の畑中良輔氏以来となるが、長きにわたり日本歌曲研究を続けられ、その普及に努めてこられたソプラノ歌手の瀬山詠子氏を講師に招く。今回のマスタークラスでは、成果発表の場も含め合計3回のマスタークラスを東京において実施する予定。

- ・会場：紀尾井町サロンホール、東京オペラシティリサイタルホール
- ・時期：令和2（2020）年11月～12月

（2）文化庁新進芸術家海外研修制度の協力（2021年秋対象）

文化庁では、我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成する制度を設けており、これまでに数多くの芸術家がこの制度を通じて成果をあげてきた。

当連盟は文化庁の協力団体として、多くの演奏家の書類を受付けており、令和2年度も引き続き同制度の広報及び受付業務に協力する。

- ・対象 15歳以上18歳未満（高校生）と18歳以上の2部門
- ・研修内容 1年研修、2年研修、3年研修、特別研修（80日間）
（18歳未満は350日間）
- ・書類提出 文化庁への提出時期 令和2（2020）年8月初旬
- ・文化庁選考 書類・DVD選考及び面接選考 令和2（2020）年10月～令和3（2021）年2月
- ・正式決定 内定を経て、令和3（2021）年5月頃決定
- ・研修開始 令和3（2021）年9月以降

2 音楽普及活動(自主公演)

(1) 「2021 都民芸術フェスティバル」

(東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団助成事業予定)

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で50年以上の歴史を誇っている。毎年1月から3月までの期間、音楽、バレエ、演劇、能、日本舞踊等、芸術各ジャンル11部門、約100公演が実施されている。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の19公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ (3団体、3演目、8公演予定)

共催団体：公益財団法人東京二期会、公益財団法人日本オペラ振興会

会場：東京文化会館大ホール他

- ・オーケストラ・シリーズ (8団体、8公演)

出演楽団：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

会場：東京芸術劇場コンサートホール

- ・室内楽シリーズ (3組、3公演)

出演団体：室内楽団等

会場：東京文化会館小ホール

3 調査研究及び権利擁護活動 (調査、資料収集)

(1) 「演奏年鑑 2021 音楽資料 (通巻第47号)」の刊行

(文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」)

国内において様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を統計資料としてまとめ、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進演奏家の活動の指針となるテーマを重点的に調査し掲載することにより、将来の楽界を担う新進芸術家の育成に貢献できる資料作りを目指す。

B5判 約590頁 1,600部 官公庁、マスコミ、音楽系大学、関係団体等に配布する。

(2) 機関紙・月刊「えんれん」の発行

国の芸術文化予算はじめ文化行政に関する事項、国公私立音楽系大学教員公募、オーケストラ楽員募集など、我が国音楽界における様々な情報を簡潔にまとめ、月1回年12回発行する。

B5判 8頁建 3,550部 会員及び官公庁、関係団体、マスコミ等に配布する。

情報誌「ぶらあぼ」の配布

音楽情報誌月刊「ぶらあぼ」(無料)と提携し、機関紙とともに配布する。

(3) 著作隣接権クラシック分配作業促進活動

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターCPRA 及び一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN を通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN 内に設けた MPN クラシック委員会（日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟）に参加し、著作隣接権クラシック部門 2018 年度徴収分の報酬分配の作業に協力する。

(4) 芸術家会議の活動、その他芸術文化団体との連携協力

全国のオーケストラ、オペラ、バレエ、日本舞踊、演劇、伝統芸能など 42 の芸術文化創造団体で構成する芸術家会議の事務局として、超党派の国会議員で構成する文化芸術振興議員連盟（132 名）や文化芸術推進フォーラム（20 団体）とともに、文化芸術省の実現を目指して活動するほか、国の芸術文化予算の拡充、寄附金に係る税制改正等、芸術文化活動の環境整備、充実等を求める活動を引き続き推し進める。また都民芸術フェスティバルに参加する団体を中心に在京 8 団体で東京都芸術文化団体協議会を組織し、その事務局として東京都における芸術文化予算の拡充を求める活動を行う。

協力する関係団体：・芸術家会議（42 の全国の芸術創造団体で構成）

- ・文化芸術推進フォーラム（20 の音楽、映画、美術、写真等の団体で構成）
- ・（公社）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターCPRA（69 の芸能実演家の団体で構成し、実演家著作隣接権の権利擁護と適正な権利処理を推進するとともに、実演芸術の振興と芸術文化の発展に寄与することを目的に活動）
- ・一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN（6 の演奏家団体で構成）
- ・東京都芸術文化団体協議会（8 の在京芸術団体で構成）

(5) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(6) ホームページや SNS を活用しての情報発信

ホームページをリニューアルするとともに、Twitter、facebook を活用して情報発信に努める。

URL <http://www.jfm.or.jp>

<https://www.facebook.com/jfm.enren>

https://twitter.com/jfm_enren

4 助成・奨学活動（応募型）

(1) 「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」(5 公演対象)

35 歳以下の優秀な若手演奏家が行う創造的かつ意欲的な本格的自主公演を公募し、書類審査、CD 審査を経て合格した者に経済的支援を行う。

(2) 宗次エンジェル基金／公益社団法人日本演奏連盟新進演奏家国内奨学金制度（給付型）

平成 24（2012）年から NPO 法人イエロー・エンジェル（愛知県名古屋市）の宗次徳二理事長の支援を得てプロのクラシック音楽の演奏家を志す全国の優秀な生徒、学生、若手演奏家に対し、教育機関での学業費用または国内での研修費用等を支援する奨学金制度（返済不要の給付型）を実施しており、これまで延べ 102 名に対し奨学金を支給してきた。当制度は公募制とし、書類審査、CD 審査、実技審査を経て奨学生を決定する。令和 2 年度は奨学生 15 名（予定）への奨学支援をするとともに、令和 3（2021）年 4 月から 1 年間の奨学生を公募する。

令和 2 年度

給付額：月額 5 万円（年額 60 万円）

対象人数：15 名（予定）

5 啓蒙・啓発活動

(1) 「日本演奏連盟後援」名義許認可事業

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

(2) 「コンサート・アシスト」事業

会員をはじめとする演奏家が、自主的にリサイタル等を開催する場合の実務をサポートする事業。演奏家にとっては、自主コンサートの開催は事務的な負担が大きい。このため、当連盟としてこれまで蓄積したノウハウをいかし、特に新進演奏家がリサイタル開催を希望するものについて、有料で開催をサポートする。

(3) 東日本大震災復興支援のための演奏会協力

日本赤十字社福島県支部の要請を受けて、東日本大震災により被災した小中学校等に演奏家を派遣する事業に協力する。

6 その他、公益目的を達成するために必要な事業

II その他の事業（相互扶助等事業）（他 1）

1 会員向け事業

(1) 「山田康子奨励・助成コンサート」（6 公演対象）

ピアニストの故山田康子さんから提供された資金をもとに、昭和 63 年度（1988）から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行うもの。これまでに 182 公演を奨励、助成している。

(2) 「日本演奏連盟会員名簿」（年 1 回）の発行

B 5 判 約 120 頁 3,250 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

(3) 福祉厚生に関する互助業務

会員相互の助け合いの精神のもと、健全な互助制度の維持に努める。

(4) 芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が運営する国民健康保険組合への加入取り扱いを行う。
また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続きを引き続き行う。

(5) 会員のための税務相談

確定申告時期に顧問税理士による税務相談を行い、税務申告を手助けする。

(6) 会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。